

しで、次回は3月24日となり、閉廷。

3号炉強行

11月20日、白石愛媛県知事は、地元や四電との間で合意ができたとして、3号炉の事前調査を認めると発表。

3号炉受け入れの県議会議決の翌日、魚の大量死事件が公表され、その後も原因が解明されぬままに、瀬戸町漁協の対策本部も、県の圧力で解散させられ、その数日後に、知事決定が発表されるという無茶苦茶ぶり。

「魚の死は細菌によるもので、原発と関係ない」と発表し、県や四電の先棒をかつて愛媛大の教授連中も、大学に抗議に出向いた八西連絡協の人たちに、「原因なお不明」と弁明する始末。漁民・住民の不安と怒りは、かつてなく広範で根強い。のしかかる大がかりな買収作戦に押えこまれた住民の苦斗は、止むことなく続けられることであろう。

年末カンパのお願い

控訴審の法廷で進行中の証人調べを通じて、「TMI原発とは、構造も運転管理状況も違うので、伊方では大事故は起こり得ないし、基本設計そのものが問題になっているのでもないから、TMI事故と本件訴訟とは何の関係もない」との国側の主張の空しさは、ますます明らかになってきています。

それだけに、国はじめ原発推進勢力も必死になってきています。3号炉の強行、2号炉訴訟での居丈高の姿勢、原告をやめるようにとの働きかけ、「支援する会」の財政状態の探り入れなど、など。いまや、法廷内外での斗いは、まさに「死斗」の様相を深めてきていると言っても過言ではないでしょう。

原告、弁護団は、法廷での斗いには、ますます自信を深めています。私たち「支援する会」が踏ん張って、"息切れ"や"兵糧切れ"を起こさないようにしさえすれば、金力・権力連合軍のアキレスけんの切断も、十分可能だと思います。

年末には、会員や読者の皆さん方、何かと物いりだと思いますが、"火の車"の負担を少しでも和らげていただくために、カンパ、会費・紙代の滞納の一掃、前納の繰り上げ、新読者の紹介など、何なりと御協力下さいまますようお願いする次第です。 (久米)

会計報告 ('81.11/11~12/7)

収入

会 費	2 1,0 0 0
ニュース購読料	1 7 6,5 0 0
カンパ	1 5 7,5 5 0
コピー代金	1 5,0 0 0
計	3 7 0,0 5 0

支出

ニュース印刷代	1 2 0,0 0 0
郵 送 料	1 6,1 7 0
振替手数料	7 9 0
第16回公判援助費	2 8 3,9 5 0
交通費	1 1 0,0 0 0
行動費	1 1 0,0 0 0
宿泊費	6 3,9 5 0
証言調書謄写代	1 3,3 8 0
資 料 費	1,1 2 0
事務用品費	3,0 0 0
コピー料金	4 5,0 0 0
計	4 8 3,4 1 0
差引	- 1 1 3,3 6 0
借入金合計	8 5 4,9 8 0

伊方訴訟ニュース

第100号

1981年12月15日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先: 530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

第16回公判

「敦賀の事故は運転管理の悪さを示す」

定刻通り開かれた法廷では、引き続き、佐藤一男国側証人に対する反対尋問が行われた。

最初に立った熊野弁護士は、運転管理の良否をきめる基準は何なのか、ということを中心追及。佐藤証人は、「自分は運転管理の専門家でない」と逃げつつ、「規制される誠実さと言ったのは、結局は心構えが第一」と、全く恣意的な判断基準しかないことを認め、さらに、「国内原発の優劣はつけられないが、敦賀の運転管理の悪さは認める」と答弁。

ついで柴田弁護士は、TMI事故での二次系完全停止、一次冷却材ポンプの停止、および、加圧器逃し弁開固着のそれぞれについて、運転員の責任だとした佐藤証言を追及。佐藤証人は、「二次給水系の完全停止は、TMIでは現実化したが、そのことを考慮しなかった安全審査は誤りではない」と居直る一方、一次冷却材ポンプを停止したのは重大なミス、との国側主張の誤りと、補助給水系出口弁の操作や加圧器逃し弁からの漏水監視を指示している、点検手順書や緊急手順書に欠陥があったことを認め、さらに、国内原発の手順書については、「こういうもので見せられたことはあるが、内容は見たことない」と、奇妙な答弁で逃げを打った。

最後に立った里見弁護士は、TMI事故で、

運転員らがECCSを停止したことを責めた佐藤証言を追及。NRCの発表データによつても、ECCS作動直後の加圧器水位上昇は、ECCSからの注水によるものであり、加圧器水位のふり切れを見た運転員が、運転手順書の指示に忠実に従つて、ECCSを止めたのは当然ではないか、と追及された佐藤証人は、「そういう主張も一部はあるが、自分には、運転員が全く正しかったとは思えず、無理からぬことだったろうと思っている」と苦しげに答弁。

次回で、里見弁護士が残した分も含め、佐藤証人に対する反対尋問を終了することを申し合せて閉廷。

2号炉訴訟

3号炉強行と魚の大量死事件で緊迫する情況の中で、第10回公判が、11月25日松山地裁で開かれた。(以下37頁右下に)

控訴審第18回公判

高松高裁6階大法廷

1月22日(金)午前10時30分

証人調べの予定未定

「控訴審証言記録10」は次頁から

佐藤一男証人(被告側)の反対尋問(その3)

第14回公判(1981年9月16日)および第15回公判(1981年10月14日)

三次報告書の表現は悪い

仲田 それからあの、格納容器の隔離と解除の問題で、抽出充填系を運転したのも運転操作上の問題であるという証言を、あなた、そのあとでされてますね。

佐藤 はい。

仲田 三次報告書は、どういうふうに書いてますか。

佐藤 えーどの部分で、どう言ったかちょっと……

仲田 乙184号証の1(第三次報告書)の69ページを見てください。この(4)格納容器、(a)の欄の下から二行目のところ、これどういうふうに書いてますか。

佐藤 ああ、なるほどわかりました。これちょっと表現が悪うございます。運転員がこう思ったということなんでございます。

仲田 えっ。

佐藤 運転員が、これが必要だと思って解除したという意味でございます。

仲田 そんなふうに読めるんですか。

佐藤 表現、ちょっと悪うございます。

仲田 読んでみますとね、この箇所に、「格納容器が隔離された後も、抽出系及びRCPの封水注入がプラントの復旧に必要であったので、運転員は手動で隔離信号を解除した。」と、こう書いてあるでしょう。

佐藤 はい。実際このときを申し上げますとですね、これは、事故発生後約4時間ぐらいだったと思いますが、隔離信号が出まして、

隔離がなされたわけでございます。で、もうそのときはRCPはすでに止まっております。したがって、封水の必要はございません、止まってる限りは。それから、抽出の必要もないんです、この状態では。

仲田 この箇所はどう読むんですか。

佐藤 ですから、運転員が必要と思って、手動で隔離信号を解除したという趣旨でございます。

仲田 あなた、日本語変えちゃったらいかなわな。そんな読み方はできないでしょうが。

佐藤 いや、実際には必要ございませんので。

仲田 だからね、この記載は間違っていないでしょ。間違ってるんですか。

佐藤 ちょっと表現が、そういう意味では、やや舌足らずかとは思いますが。

仲田 あなた方はどうもあれだな、書いた文章を解釈において変えてしまうんだな。わたしのほうが読むのが自然でしょう。

佐藤 そうかもしれません。はい。

フルブルーフ、フェールセイフとは

仲田 あのね、あなたは、運転員のミスというのは、そう強調したんではないと言われるけどね、原子力発電所というのは、仮に運転員にミスがあっても、事故が起らなければ、トラブルないように、そういう構造になってるんじゃないんですか。

佐藤 もちろん、できるだけそういうこと

を心掛けた設計にいたします。

仲田 できるだけですか。そういう構造になってると言つてるんじゃないんですか。

佐藤 少なくとも私が、例えば運転員がどういうことをやろうとも事故は起こらないなどとは、私自身は言った記憶はございません。

仲田 えーとね、フルブルーフという言葉、知ってるわね。

佐藤 はい。

仲田 どんなことですか。

佐藤 えー、あのー、少々ぐらいの誤操作があつてもですね(笑)、誤操作によって機器の故障とかそういうことに至らないと、そういうようなことかと思いますが。例えば、最近のカメラの中にそういうようなものがございますと思います。

仲田 今あなた、おもしろい形容詞をつけたんだけど、少々ぐらいの誤操作でも事故にならないと、それがフルブルーフですか。

佐藤 いや、まあ、ちょっと、それは表現がちょっと適当でないかもしれません。(笑)

仲田 どんなことを誤操作したところで事故にならないようにするというのが従前主張されとったことじゃないですか。

佐藤 少なくとも私はそういう主張した覚えはございません。

仲田 あなた、内田秀雄さん知っていますね。

佐藤 はい。

仲田 あなたの先輩でしょう。

佐藤 はい。

仲田 この人が、この裁判の一審の法廷で、松山地方裁判所でそういう表現してますよ。フルブルーフ、フェールセイフがあるから、原子力発電所は安全なんだ。要するに、フルブルーフというのは、直訳したらどうな

るんですか。

佐藤 おろか者でも大丈夫という意味でございます。

仲田 ばかでも大丈夫だよ。

佐藤 はい。

仲田 大丈夫というのとは、原子力発電所が大丈夫という意味でしょ。

佐藤 まあ、その、全体としてそうなってるか、例えば、ある部分についてそういうふうに設計されているというところがあると、そういうことかと思います。

仲田 あのね、全体としてなってるのか、ある部分がなってるのか、そんなことでフルブルーフをだれが表現してるんですか。とにかく、だれがやろうと、間違った場合でも安全側に動くと、それがフェールセイフでしょう。そして、人の問題がフルブルーフですね。

佐藤 はい。

仲田 少々の誤操作とか、全体と部分なんて分けてだれが表現しますか。作っちゃいかんわね。定義を勝手に変えちゃいかんですよ。

佐藤 例えば、いわゆるフェールセイフというやつ、これは設計上のものの考え方でございますが、どういうふうな思想でものを設計していくかという、一つのものの考え方でございます。これは、ある機器なり系統が、どういう状態であれば安全かということが非常に明確にわかっている場合には、故障したような場合には、必ずそちらのほうへ動くというふうに設計するということでございます。ですから、そういうことが、例えばこちらのほうが安全だという状態が非常に明確にわかっているときには、原則として必ずそういう

設計をする。ただ、機器によりましては、その条件によってどちらが安全側なのかというのは、必ずしも明確にわからないようなものがある。

例えば、あるバルブならバルブを見た場合に、バルブというのはいつでも開いてるほうが安全だというようなことには必ずしもならない。それはどういう場所についてのバルブで、しかもどういう条件のときには、という但し書が必ずつくわけでございます。そういうふうな場合には、今度は完全なフェールセーフとまではいかなくても、ちょっと特殊な技術用語でございますが、フェールソフトという概念がございます。これは、ちゃんとした技術用語でございますが、で、できるだけそういう場合でも影響が波及しないような設計をする、といったような考え方が採用される。

フルブルーフというのは、例えば、カメラ等で、よくフルブルーフのカメラというのは、必ずしもフルブルーフという言葉では売り物にはしておりませんけれども、それに類するようなカメラみたいなものがあると。ちょっと例を引かせていただければ、その話ですが、で、シャッターさえ押せばその状況に適応して、通常考えられる程度では一番いい露出、一番いい、例えばシャッタースピード等が、ちゃんと自動的に選ばれると、したがって撮影に失敗がないと、そういうものをフルブルーフというわけでございます。で、もちろん、原子炉のいろいろな部分で少々、少々という言葉が良くなれば、運転員がどういう行動をとっても異常な方向に進まない、というふうに設計できる部分はそういうふうにしてあるということでございます。

運転手順書等は入手していない

(休憩後再開)

柴田弁護士 仲田代理人の尋問の途中ですが、簡単なことですので、一点だけ確認したいことがありますのでお聞きします。さきほど、あなたは、TMI二号炉の運転手順書等について、そのものは見てないけれども、TMI二号炉で手順が守られてたかどうかについて検討した報告書はある、と言われましたね。

佐藤 はい。

柴田 それを参考検討して、三次報告書を作ってるということですね。

佐藤 それも、でございます。

柴田 今おっしゃいました報告書というのは、手順が守られたかいなかを検討した報告書というのは、どういう名前の文書ですか。

佐藤 これは、我々ニューレグ(NUREG)の600番という番号のついた文書でございます。

柴田 その中に運転手順が守られたかいなかを検討した報告があるということですか。

佐藤 さようでございます。

柴田 これだけですか、それ以外に何かありましたか。

佐藤 私が記憶いたしますのは、それでございます。

柴田 ケメニイ委員会のテクニカルレポート、技術報告書がございますね。

佐藤 はい。

柴田 この中に、Technical Assessment of Operating, Abnormal and Emergency Procedures、「運転手順と異常時の手順と緊急手順に関する技術評価」というレポート

があるんですが、ちょっと見て下さい。

柴田 それは御存じですか。それも参考にされたわけですか。

佐藤 はい。これも確かに見た記憶はござります。どの程度内容を記憶してるか、自信はございませんが。

柴田 そうしますと、ニューレグ600と、今お示しした報告書、この二つがさきほどあなたがおっしゃった、検討した報告書であるというふうにお聞きしていいわけですね。それ以外にもございますか。運転手順を守っているかどうかについて検討した報告書。

佐藤 手順を守っているかどうかは、主としてさきほど申しましたニューレグ600でございます。それから手順等にどういう問題があるかというような点につきましては、今お示しいただきました、ケメニイ報告の技術スタッフ報告でございますか、このへんはかなり重要な文書であったというふうに記憶いたします。

柴田 運転手順書等、あるいは、緊急手順書それ自体は事故調査委員会のほうでは手に入れておられるんでしょうか。

佐藤 いえ、そのものは手に入れてございません。

柴田 そうすると、今言った二つ以外に、運転手順に関する資料というのはございましたか。

佐藤 ちょっと、今頭に浮かびません。今御指摘の二つが非常に中心になるものでございます。その他にもあったかどうか、ちょっと記憶にございません。

柴田 それでは、もしそれ以外に、何かあったのかどうか、次回の証言のときまで調べて来ていただけますか。ありましたらその

名前おっしゃって下さい。次回までに調べてこれますか。

佐藤 はい。それは調査することはできると思います。そういう文献があるかどうか。

原子炉はフルブルーフになっていない

仲田 あなたは大熊由紀子さんという方御存じですか。

佐藤 はい。一、二度お目にかかったことがございます。

仲田 朝日新聞科学部のキャップをしておった方ですね。

佐藤 キャップであったかどうかはわかりません。朝日新聞の科学部の記者だと思います。

仲田 この人が「核燃料」という本、副題として「探査から廃棄物処理まで」という本を著作したということは御存じですね。

佐藤 はい。私自身はその本を全部通読しておりません。その内容は、確か朝日新聞に連載されたことがあったと思います。その連載のほうを読んだ記憶がございます。

仲田 その本の中で、大熊さんが、フルブルーフのことについて説明をしているんですが、その記憶はありますか。

佐藤 ちょっと記憶にございません。

仲田 乙第78号証(「核燃料」)を示します。276ページを見て下さい。これの後ろから5行目から最後まで読んでみて下さい。

佐藤 『第二は「フル・ブルーフ」である。これは「バカがいじっても安全」、「バカよけ」といった意味だ。原子炉のことをなにも知らない人がいじっても、睡眠不足でアタマがボーッとしている人が操作しても、す

ぐ止まるように設計してあるのだ。』

仲田 フール・ブルーフというの、こういうことを言っておったんじゃないんですか。

佐藤 いえ、私の考えはそのようなものではないということでございます。

仲田 そうすると、大熊さんのこの見解とは違うと。違う意味でフル・ブルーフを使つてると、こういうことですね。

佐藤 私自身は証言の中で、原子炉がフル・ブルーフであるとは申し上げてないと思います。

仲田 よろしい。それから、あなたの前回の証言で、安全審査の判断に際しては、適切な運転管理がなされなければならぬと。それで、平均的な程度の能力の人が、しかるべき誠実さを持って運転管理に当たると、こう言われていますね。

佐藤 はい、そのような趣旨のことを申し上げたと思います。

仲田 そうすると、これはもうまさに大熊さんの言うフル・ブルーフとは違つて来ますわね。

佐藤 はい。でございますから、ただいまのお尋ねに、前のようなお答えを差し上げたわけです。

T M I の運転員は平均水準以上

仲田 そこで、T M I の事故時の運転員ですが、これに対しては、三次報告書ではどんな評価をしてましたでしょうか。

佐藤 えー、どこでそれに触れたか、ちょっと場所の関係がわかりませんが。

仲田 触れた場所はいいです。後で示しますから。概略どういうふうに運転員の資質に

ついで三次報告書書いてあるか、御記憶であれば証言して下さい。

佐藤 運転員の資質と申しますか、運転員の経歴等については、海軍での経験を有し、且つ運転員の試験に合格しておると。確かに試験の点数まで触れたかどうか、そこまでちょっと記憶ございませんけれども。それからその運転員の行動を、若干検討した記述も確かあったのではないかと思いますが。そこでは、この運転員は、操作にはかなり熟練していると思われるけれども、状況の判断の能力という点には問題があるのではないかと。確かにこのような記述に全体としてなっていたのではないかと記憶します。

仲田 あのね、今試験ということが出てきましたけれども、資格試験があるんですね。

佐藤 はい。アメリカにはございます。

仲田 どんな試験なんですか。

佐藤 これは、私も非常に詳細には存じません。例えば上級の管理者と言いますか、セニアの試験と、それからいわゆるオペレーターと申しますか、そういうものの試験とあるやに聞いておりますが。

仲田 日本ではそういう資格試験はあるんですか。

佐藤 従来は、原子炉主任技術者の試験を除きますと、運転員等につきまして、例えば、国が行うといったような試験は、なかったと思います。

仲田 アメリカでは、まさに運転員の資格についての試験ですね。

佐藤 はい。

仲田 成績も御覧になったことはあるんでしょう。何点であるということも。そういうことも御存じじゃないんですか。

佐藤 直接、何点というのは見たことはございません。

仲田 乙第184号証の1(第三次報告書)28ページ見て下さい。その二つ目のパラグラフ、真ん中よりちょっと上のあたり、「事故時制御室にいたT M I二号炉の運転員は原子力の経験、運転員資格試験の成績などから見て、米国での平均水準以上であったと思われる」と、こういう記載がありますね。

佐藤 はい。

仲田 どこから引いて来たものですか、この箇所は。

佐藤 これは、こういう評価は、確かにケメニイ報告にもございましたし、それからロゴビン報告にも確かにありましたように記憶いたします。

仲田 そうすると、これは、直接、運転員の資格を、あなた方調査員が調べたんじゃなくて、そこらへんから引いて来たものですか。

佐藤 はい。そこで、思われるという表現にしてございます。

仲田 そうすると、資格試験の成績がどうだったというのはわからんわけですか。

佐藤 はい。これは直接、何点であるといふのはそれは私共は存じません。

仲田 それから、乙第184号証の1の87ページ見て下さい。(3)のところ、ここが、海軍において原子力の経験を有しとかいう、あなたがさっき証言された部分になるわけです。

佐藤 はい。

仲田 その後更に「N R」の試験に合格しているが試験の成績は概ね平均又はそれ以上であったと報告されている」とこう書いてますね。

佐藤 はい。

仲田 これはやはりケメニイあるいはロゴビンの報告から出したものですか。

佐藤 はい。それとあと、さきほども触れましたニューヨークの600にもあるいはちょっと記載があったのではないかと思います。ちょっとこれはあまり確かにございません。

T M I 事故の予告が無視されたのはなぜか

仲田 それから、あなたの前回の証言で、T M Iでは、一年前の、加圧器逃し弁が開き放しになるという他の事故、その経験を活かしてないと。こう証言されましたね。

佐藤 はい。

仲田 T M I の事故と同じような事象が、他の原発でも起こっていたということは御存じですか。

佐藤 はい。きわめて類似の事象がいくつかございます。

仲田 代表的なのはどこですか。

佐藤 デービスベッシャー、それからオコニーでも類似の事象が起こっていたと思います。

仲田 デービスベッシャーの原発における事故というのいつのことですか。

佐藤 これは、昭和52年かそこらだったと思います。

仲田 1977年 というと。

佐藤 52年。

仲田 9月ですか。

佐藤 確かそのころだろうと思います。

仲田 これはどんなような事故だったんですか。

佐藤 これは、原子炉がまだ非常に低い出力で、色々、但し温度、圧力は上昇させまし

て、非常に低い出力で運転中に、確か給水系に異常が……

仲田 どっちの給水系ですか。

佐藤 主給水系にまず異常が出まして、そのときに、加圧器逃し弁が開いたわけでございます。ところが加圧器逃し弁の開閉を制御する制御回路でございますが、そこに本来るべきであったリレーが入っていなかったために、非常に激しく開閉動作を繰り返しまして、その結果、弁が開放固着してしまった。開放固着したということに、運転員が、大体、まあ15分か20分ぐらいで気がつきまして、いわゆる元弁を閉めまして、それで一応事象としては納まったわけでございます。

仲田 あなたの証言を引用すれば、なぜ、このデービスペッサーの原発の経験ですね。これがTMIに活かされなかったのか、どうしたことなんでしょうか。

佐藤 これは、一つには、このデービスペッサーの、この発電所から出ますところの、これは、アメリカの制度で、LERという制度がございます。そういう事象を報告する制度でございますが。そのLERの記載が、あまり完全と申しますか、技術的な意義と申しますか、そういうものを、完全に表現していなかったということも、一つの原因ではなかったかと思います。ただいずれにしましても、この報告が、言ってみれば、アメリカの国内でも見過されてしまったという、結果的には、そういうことではなかったかと思います。

仲田 ただ、このデービスペッサーの事故に関しては、それぞれ警告した人がいますね。

佐藤 はい。

仲田 だれか覚えてますか。

佐藤 マイケルソンだと思います。

仲田 マイケルソンというのは、どこの人ですか。

佐藤 これは、当時テネシーバーレイといふところ、TVAと略しておりますが、TVAの技師でございます。

仲田 この人は、マイケルソンさんですかね、レポートを出してるわけですね。

佐藤 はい。これは必ずしも公開のレポートでは、必ずしもなかったようございます。NRCの中に、そういうレポートを提出いたしまして、そして、これを検討してもらいたいと。それから同じく、B&W社にもそれを送って、検討してもらいたいということをしたようでございます。

仲田 マイケルソンというのは、TVAじゃなくてNRCの方じゃないんですか。

佐藤 現在NRCにおりますが、当時はTVAの技師でございます。

仲田 もう一人おらなかったですか。こういう警告を発したという人が。マイケルソンと同じように出した人は御存じないです。

佐藤 これは確か、オランダのドプチーがNRCに書簡を送ったと。これは三次報告書にもその記載してございます。これもしかしお公表はされておりませんでした。

仲田 しかしマイケルソンの論文というのは、当然NRCもわかってるし、電力会社自体もわかってるわけですね。

佐藤 はい。

仲田 送った先はわかっておるんですね。

佐藤 マイケルソンレポートですか。

仲田 はい。

佐藤 これはTVAの中の人ですから、TVAの技術者はわかっていたんだろうと思います。

仲田 いや、いや、NRCにも論文送ってるでしょう。

佐藤 はい。NRCのだれだったか名前を忘れましたけれども、その人宛に彼の論文を、これは確か前後二組あったと思うんですが、送っているようでございます。

仲田 それから、あなた自身が、学術シンポジウムの中でいわゆる見逃しておったということを発言したことがありますね。

佐藤 はい。

仲田 これがアメリカのライセンス・メント・レポート、この雑誌を見ておったけども、恥を申すようですがという書き出しから始まって、見落としてましたと、こういうことを言われてるんですね。

佐藤 はい。これはさきほど申しましたように、そのLERの記載そのものが、その後に秘められていた重大な意味と申しますか、そういうものが直ちにわかるような書き方になっていたんでございます。単にバルブが故障したという、あれは、色々分類がしてございますが、弁の故障というような形での分類でございまして、実はこのデービスペッサーの事例というのは、その後、何という雑誌だったか、ちょっと雑誌名記憶いたしませんが、ある雑誌にその内容が、大分後になってから、かなり詳しく報ぜられたわけでございます。で、それがTMIの前だったか後だったか、ちょっと私も詳細に記憶いたしませんが、実は私共、それを見て、あれはこういうことであったのか、ということに気がついたと、そういうことがございます。まあ我々としても、そういう意味では、十分な洞察力と申しますか、がないんで、恥を申すようですが、ということでシンポジウムの席でそ

の事例を御紹介申し上げたことがございます。

仲田 三次報告書の中でも同じように、今あなたが言われたようなこと、以前の多数の現象とか懸念が事前に発生していたのに、利用されんかったと、そういう記載がありますね。

佐藤 はい。

仲田 乙184号証の1の95ページから96ページを見て下さい。95ページの下から、96ページの上にかけてそういう記載がありますね。

佐藤 はい。

仲田 それから、あなたがさっきから言われてる学術会議のシンポジウムですが、その中で、あなたを含めて何人かのパネラーの方が、要するに日本においてはデータが少ないと。公開されてないと。公開してほしいというようなことを言われておりますね。

佐藤 はい。

仲田 アメリカの故障の、要するに、データは入るけども、日本のデータは入らないと。そういうことになってるわけですか。

佐藤 これはですね、私のそのときの発言、それから他のパネラーの方もおおむね一致しての発言だったと思いますが、我が国にも、もちろん、法令に基づく報告の制度というのがございまして、それで報告がなされるわけでございます。ただ、そこで私が申しましたように、ただこれを運転に、何と申しますか、そういう経験を、ほんとうに蓄積して、運転に活かすという、そういう趣旨の報告制度であるかどうか、少々問題ではなかろうかと。従って、そういう、ほんとうに運転というものをよりよくしていくための経験の蓄積、そういうものが必要ではないかという趣

旨のことを、私申し上げたと思います。そのような趣旨では、他のパネラーの方も、おおむね一致していたと思います。なお、ちょっと付け加えさせていただきますと、なおそのときに、私は付け加えて、そういう一種の報告制度と言いますか、あるいはそういう経験の蓄積を図る制度というものは、必ずしも国の手を借りなくてもやれるではないかということも、あえて申し上げたと思います。

仲田 それからね、乙184号証の1の83ページの箇所見て下さい。タイトルが「TMI事故の工学的評価」、その「はじめに」という箇所ですね。そのパラグラフの上から二つ目のところに、この事故を現象論的に見ると、ということが始まっています。で最後は、極めて重要であるということで終わっているんですが、これはこの報告書の結論的な部分であるということでお聞きしてよろしいですか。

佐藤 はい。少なくともこういう態度で、ものを見たということでございます。

仲田 そうしますと、この記載の中で「事故の本質を、単に誤操作とか教育訓練の欠陥等に単純化することはできず、この事故から最大限に教訓を引き出すためには、運転管理面のみならず、プラントの設計面さらには安全確保の基本的な考え方まで考察の範囲を広げ、より高い視点からの工学的評価を行った上で対策を検討することが、極めて重要なこと」という結論ですか。

佐藤 はい。

仲田 それから、こういう表現が、やはりあなたの証言の中にあったんですが。TMIの事故はECCSの有効性を実証したと。こんなことを言われてなかったですか。

佐藤 はい。あのー、それは確か、こう申し上げたと思います。御質問にお答えして、元々、ECCSというのは、炉心がこういう状況になったところで冷やすように設計されたものではないけれども、ECCSを事実上機能させなかっことによって、炉心の損傷があそこまで進んだと。更に今度はECCSの機能を回復させたことによって、とにかくあそこで止まった、ということからみれば、その有効性があると言ってもいいのではないかと。かのような趣旨で申し上げたかと思います。

仲田 ECCSの本来の機能目的というのは、炉心溶融をさせないことがあるんですね。

佐藤 究極的にはさようかと思います。

仲田 そうでしょう。だから何かあなたの証言は、これは、ちょっと曲げて取ってるかも知らんけれども、ECCSの有効性を実証したんじゃないくて、やっぱり炉心溶融したことがまずかったと。こういう結論にならなきゃおかしいんでしょう。だから本来のECCSの機能を果してないですね、これは間違いないですね。

佐藤 はい。機能を殺してしまいました。

仲田 とにかく溶融させたらそういう意味では機能しないことになりますね。

佐藤 はい。それはその通りでございます。ですから、本来こういう状態になったところを冷やすように設計されてるものではない、ということをお断りしていると思います。その証言で。

B&W社型とWH社型の差より

BWRとPWRの差の方が大きい

仲田 えーとね、ちょっと変わったことをお聞きしますけれども。前回、前前回の証言で、ウエスティングハウスとB&Wの加圧水型軽水炉、違いがよく言われていますね。

佐藤 はい。

仲田 そこでお聞きするんですけどね、いわゆるその構造的ね面でね、ウエスティングハウスとB&Wの違いの差、というのが一応考えられますね。

佐藤 はい。

仲田 その問題とね、その差とね、BとPの差、Bというのはわかりますね。

佐藤 はい。

仲田 沸騰水型ですね。

佐藤 はい。

仲田 Pというのは加圧水型ですね。

佐藤 はい。

仲田 その差、どちらの差が大きいとお考えなんですか。

佐藤 えー、それは、この名前がですね、明らかに違っているように、まあ私の感じでは、加圧水型と沸騰水型の差、の方がそれは大きいと思います。B&Wの差とウエスティングハウス社の炉とのその二つの間の差というのは、これはけっして無視できない差があるわけですけれども、カテゴリーとしては同じ加圧水型に属します。

仲田 そうすると、B&Wとウエスティングハウスの構造の差というのは、BとPの差よりもまあ小さいと、そういうあえて比較すればね。こういうことですね。

佐藤 ええ、まあ非常に一般的に概念的に言えばですね、そうなろうかとは思いますが。

仲田 いや、ようするに応答の速さということはわかるでしょう。

佐藤 はい。
仲田 例えればタービンに何かがあった、原子炉に何かがあった、どちらが応答が早いか。その差というのは当然BとPの方が大きいですわな。そういう趣旨で考えられたんでしょう。

佐藤 ああ、そういう御趣旨の御質問ですか。

仲田 それはそういうことです。

佐藤 それは状態によります。例えばですね、タービンが停止してしまう。例えばトリップするという事例を考えますと、加圧水型というのは、蒸気発生器というのを一段紹介して、一次系につながっておりまし、沸騰水型というのは直接原子炉の冷却系がタービンにつながっておりますから、直接的に影響がつながる。ですからそういう事象をとらえれば、それは沸騰水型がまあ速いと言ってよろしいと思います。

仲田 そうですね。

佐藤 はい。

仲田 ところで、日本のB、沸騰水型というのは、どのくらいあるんですか。

佐藤 現在、確か11基だったと思います。確かにその程度だったと思いますが。

仲田 そうするとね、応答の速さという現象面に目を向けて考えるとね、Bの運転というのは大変なんですか。

佐藤 ああ、そういう意味では大変なところもございます。したがってタービンがトリップするという事象、例えばその事象に着目いたしますと、Bの方がプラントに与える影響が大きゅうございますし、非常に機敏な動作を要求される、それは事実でございます。

仲田 あのね、TMIの事故が起こってか

ら、ようするに、B & Wの原子炉の事故が起
こってから、あなた方、原子力行政に携わっ
ておるものとしてですね、日本の沸騰水型、
Bの運転をこの際やめてしまおう、という考
えに立ったということはないんですか。

佐藤 いや、あのー、そなまではございま
せん。と申しますのは、その応答が速いけれ
ども、非常に違う点というのがございます。
一つは、BWRというのは、もともと一次系
にその蒸気で相の部分を持っている系統でござ
いますし、したがって、その、それが一次
系全体にどういうふうに影響が広がるか、とい
ったようなのは、加圧水型とは大分、様相
が違う。それから、その、一次系、二次系と
いうのを沸騰水型では持っておりますから、
そういう意味で、どれだけの数の系統や機器
が実際に関与しておるか、といったようなも
のも全然違う、ということでございまして、
それだけ炉型が違えば、単に応答の速さだけ
から炉を止めてしまえ、ということにはなら
んと思います。

仲田 あのね、応答の速さという面をとら
えるとですね、Bというのは、まあPの方か
ら見るとね、ようするに一次系と二次系が一
緒になってる炉になりますね。

佐藤 はい。

仲田 だから、タービンで起こったこと、
原子炉で起こったこと、原子炉本体の方です
ね、お互いにぱっと応答が速くなる。これは
当然言えることでしょう。

佐藤 そういう場合にはそうなります。お
っしゃるとおりです。

仲田 区切りがいいので、今日はここまで
で終ります。

以下は第15回公判（1981年10月
14日）での尋問内容

伊方でも両空気系は連結されていないか

菅弁護士 証人が主尋問のときにお答えに
なった点なんですが、主給水ポンプの停止の
原因として、制御用空気系に水分が混入した
というお話をございましたね。

佐藤 はい。

菅 そのために、主給水ポンプの弁が停止
してしまった、というふうに推定されておる
と、こういうことでしたね。

佐藤 さようございました。

菅 その制御用空気系に水分が混入する原
因として、復水脱塩装置のほうに、イオン交
換樹脂を移送するための水が混入したと。イ
オン交換樹脂の移送作業中に、その移送用の
水が、復水脱塩装置の弁を動かすための制御
用空気系に混入して来たと、こういうお話を
たですね。

佐藤 はい。途中の経過はござりますけども
も、結果的にはそうかと思います。

菅 その理由は、イオン交換樹脂の移送作
業に使う所内用空気系と、制御用空気系とが
接続して使われておったために、その所内用
空気系を通して、制御用空気系のほうに水分
が入って来たのではないかと、こういうふう
に言われておるわけですな。

佐藤 はい。

菅 ところで、制御用空気系と所内用空氣
系というのは、TMIの場合でも、一応別系
統で設置されておったんですか。

佐藤 はい。そのようござります。

菅 それが接続されておったというのは、

これは何か異例なことなんですか。

佐藤 アメリカの事例を、全部逐一調べて
いるわけではございませんけれども、通常こ
ういう設計のものの考え方と申しますか、こ
れは主尋問のときも申し上げたかと思います
が、こういう安全上重要度の違うようなもの
を、というのは、分離して作るというのが、
設計上の常識と申しますか、そうでございま
すので、これをつないだまま運転するとい
うのは、恐らく異例なことではないかと思いま
す。全部調べているわけではございませんか
ら、どの程度異例かまでは、ちょっと、私申
し上げられませんけれども。

菅 それで、その接続の方法ですが、どう
いう形で接続しておったかおわかりですか。

佐藤 えー、非常に詳細にまでちょっと記
憶いたしませんけれども、途中にそこをつな
ぐ配管があって、その弁を開いて運転して
おった、というふうに聞いております。あま
り詳細にはちょっと記憶いたしません。

菅 まあ原理的にはそういうふうになっ
ておった、というふうにお聞きなわけですね。

佐藤 はい。

菅 その、所内用と制御用とを接続する配
管というのは、これは、元々設置されておる
配管なんですか。

佐藤 TMIの場合、それを増設したもの
か、あるいは最初からついていたものか、そ
こは、ちょっと私共調べ、ついておりません。

菅 そうですか。まあ、いずれにせよ、ま
あ事故当時には、両者をつなぐ配管があつて
その真ん中に弁があつて一応隔離できるよう
になっておったと、こういうことですね。

佐藤 さようござります。

菅 そういう、両者をつなぐ配管をつけて、

その間に隔離弁を置いておったらしいとい
うことです、常時その隔離弁を開放して、両
者間の空気が融通し合えるようになっている
かどうかはともかくとして、そういう、何か
あったときには隔離弁を開放して融通し合え
るような構造を取っておったということは、
どういう必要に基づいて、そういうふうにさ
れておったのか、それはおわかりですか。

佐藤 正確にはわかりません。あるいは、
その建設途上、例えば空気をページする必要
があるとか、あるいは、そういうことで設け
ているのかどうか、そのへん私詳細には存じ
ません。

菅 空気をページするとおっしゃったんで
すが、どういうことですか。

佐藤 例えば、中に異物ですか、ごみで
すとかがあるといけませんので、吹き放すと
いうようなことを、設置直後には必ずいたし
ます。

菅 その詳しい理由はわからないと、こう
いうことですね。

佐藤 はい、さようござります。

菅 どういう理由かよくわからないけれど
も、TMIの場合、制御用空気の容量が不足
しておったということですね。

佐藤 はい。

菅 その理由は全然わからないんですか。

佐藤 えー、理由……、それは確かめてご
ざいません。ただ恐らくは、詳細設計の際に、
必要な容量を見積りと言いますか、推定を間
違えたんだろうと思いますけれども、それは、
はっきりとした理由はわかりません。

菅 それは特に調べになったわけじゃな
いわけですね。

佐藤 はい。

菅 あのー、一応別系統で設置されるわけですから、本来は、それが独立で、十分な容量を持っておるように設計されるべきものでしょうね。

佐藤 それは当然のことです。

菅 T M Iの場合でも、設計上の要求としては、当然、そういうふうに各系でもって、それぞれ独立に十分な容量を持っておるということが必要なわけでしょうね。

佐藤 ええ、これはアメリカの場合、どういう指針、あるいは基準等で、それが求められているかは、つまびらかに私いたしませんけれども、それは当然のことではないかと思います。

菅 それが、そういう設計上の必要を満たさないで、たまたま容量が不足していたものと思われると、こういうことです。

佐藤 はい、そのようあると思います。

菅 ところで、日本の場合ですが、本件の伊方の原子炉の場合で考えてみれば、これはやはり別系統になっておるわけですか、両者は。

佐藤 そのはずでございます。

菅 そのはずである、とおっしゃる根拠は、何かあるんですか。

佐藤 これはさきほど申しましたように、そのように設計するのが、常識と申しますか、当然のことであるからでございます。

菅 伊方の原子炉設置許可申請の際には、この空気系統については、どういう申請内容になっておったか、これは御存じですか。

佐藤 いえ存じません。

菅 ご存じない。伊方の場合、所内用空気系と制御用空気系が分かれておるとして、その間をつなぐ配管のようなものは、これはあ

るんですか、ないんですか。

佐藤 これも、私そこまで詳細に調べたことはございません。存じません。

菅 それじゃ、伊方以外の日本の加圧水型の原子炉では、一般的には、どうなっておるか御存じですか。

佐藤 これも直接調べたことございません。あるかもしれません。

菅 伊方の場合でも、両者の空気系をつなぐ配管が設置されておるんではないですか。

佐藤 直接は存じません。

菅 ああそうですか。それから、この安全審査においてですね、それが独立でもって、十分な容量、供給能力を持っておることを確認する、というふうに、主尋問の際におっしゃっておられますね。

佐藤 少なくとも、そういうように設計製作する方針であるということは、確認いたします。

空気系の安全審査の証拠はどこへ

菅 本件の伊方の原子炉の場合、この申請内容に、そういうような容量について、どうあるとか、いうような記載はありましたですか。

佐藤 伊方の場合は存じません。ただその後の例等でちょっと申し上げますと、この空気系の容量というのは、実際にかなり詳細に設計いたしませんと、例えば、毎時何立方メートル供給しなければならないといったような細かいところは、具体的な空気系の配管でございますとか、どこへどういうふうにつなぐとか、あるいはどこで水分を除去するとか、そういうことが細かに決まりませんと、なか

なか数字になって参りません。そこで、申請の段階では、こういう細かい数字までは詳細設計にゆだねるとして、その詳細設計を行う方針として、十分な容量を備えることという、そういうことになっているということを確認することにしております。

菅 そうすると、安全審査の段階で確認すべきこととしては、十分な容量を備えることと、そういう抽象的な表現でもって、容量が十分であることを確認すると、こういうことになるわけですか。

佐藤 いや、容量が十分になるように設計製作されると、そういう方針であるということを確認するわけです。

菅 そうすると、具体的に容量が十分になるかどうか、それは詳細設計にゆだねるとして、そういうふうにしなさいと、あるいは、そういうふうにするんですよという内容を確認すると、こういうことです。

佐藤 さようございます。

菅 あなたは伊方のことは御存じないとおっしゃるんですが、それ以外の原子炉では、そういうようなことが、安全審査報告書なり、あるいは申請内容に記載されておるんですか。

佐藤 えーと、その十分な容量とするという趣旨でございますか。

菅 はい。各独立でもって、十分な容量が確保されるという設計方針が、その審査の段階で確認されるからには、どこかにそういう記載がなきゃいけないんですね。

佐藤 どこに、どういう形で記載されているかということまで詳細に覚えておりません。ただ実際、その審査の内容としてそういうことを確認するということは確かにございます。

菅 もちろん、どこかで、そういう設計方

針というのは、きっちり確認されていなきゃあいけないんですね。

佐藤 ええ、そうだと思います。そういう形で、ちゃんとしたものができるということが担保されることになるわけでございますから。

菅 そうですね。ところで伊方の場合、私ちょっと色々調べてみたんですが、その申請書の添付書類というのに、この裁判では、乙1号証の2になっているんですが、その8の132ページに、空気圧縮設備という項目があるんですよ。そこでは、空気圧縮設備は、所内用空気圧縮機2台、制御用空気圧縮機2台を設置すると書いてあるだけで、独立で、容量が十分でなきゃあいけないとか、別系統にされていなきゃあいけないとか、そういうようなことが、そういう設計方針は、何も記載がないんですが。

佐藤 ああ、そうでございますか。

菅 通常は、あなたが経験しておる安全審査では、そういう申請内容等に、そういう設計方針というのは、明記されておるんでしょ

うね。

佐藤 まず、独立と申しますか、分離するというのは、これは常識でございますので、特段に記載するかどうかまで、ちょっと、実際どういう記載がどういう形でなされているかまで、私、そらんじておりますけれども、十分な容量とするというような趣旨のことは、どこかにあると思います。

菅 なきゃあおかしいですね。

佐藤 で、また十分な容量でなければならぬというのは、これはもう言ってみれば当然のことでもございます。

菅 T M Iでは、その当然のものが満たさ

れてなかったんですが。その当然のことであれ、当然のことではないにせよ、どこかで、そういう設計方針というのは、明確に確認される必要がありますね。

佐藤 はい。ですから、例えば、工事計画の認可でございますが……

菅 工事認可のことで聞いてるんじゃなくて、安全審査の段階で、そういう設計方針が確認されなきゃあいけないと、あなたおっしゃるし、それをやっておるとおっしゃるから、どこかで確認されるわけですね。

佐藤 はい、どこにどういう記載になっているかまでは覚えておりません。

菅 しかし、どこかでそういう記載なり確認された痕跡が、あなたの経験ではあるわけでしょう。

佐藤 少なくとも、それを私が審査の席で聞いたことはございます。そうする方針であるという御説明を承った記憶はございます。

菅 ああそうですか。伊方の場合、そういう確認の痕跡が見当たらないように私は思うんですが、もしそうだとすれば、あなたがそれ以外の安全審査でやってる審査に比べて、ちょっと問題があるということになりますね。

佐藤 えー、まあ、ちょっと、これはどういう形で、その申請書なり、あるいは審査書なり、あるいは審査の内容なり、私詳しく存じませんのでわかりませんが、まああえて想像すれば、これはあくまで想像でございます。

菅 まあ想像はいいですわ。

佐藤 はい。

菅 そういう別系統になっておるとか、独立で供給能力が十分であるということは、安全上、これは重要なことですね。

佐藤 はい。重要と申しましても、もちろ

ん色々グレードはございますけれども、重要なことでございます。

菅 やっぱりこれは、きっちり安全上確保されていなきゃあいけない問題ですね。

佐藤 はい、そうだと思います。

菅 常識だとおっしゃるけども、当然、そういう常識が確保されていることは、安全審査の上ではやっぱり確認されるわけですね。確認されなければならぬことですね。

佐藤 はい、その常識の程度にも、もちろんりますけれども。

菅 いやいや、この別系統になってなきゃあいけないとかね、各自が十分な供給能力を持っていなきゃあいけないということは、これは必ず確保しておかなければいかない大事な問題でしょう。

佐藤 はい。とにかく実体として、そういうことになっていなければ困るということございます。

安全審査では何を審査し、その基準は何か

菅 はい。で、その、それぞれの空気系の空気圧縮設備の容量ないし供給能力ですが、そうすると、あなたの見解では、それは基本設計、つまり安全審査で審査されるべき設計上の事項に属するところになるわけですか。

佐藤 容量の数字でございますか。

菅 いやいや、十分な容量が確保されることという、そういう設計方針で結構ですよ。それは基本設計ですか。

佐藤 だと思います。

菅 ああそうですか。それは安全審査の委員の一般的な見解なんでしょうか。

佐藤 えー、ちょっと、その一般的な見解

と申しますと。

菅 いやいや、それが安全審査において、安全審査の委員の人は、どこまで確認審査しなきゃあいけないかを皆さん知っておられるわけでしょう。

佐藤 はい。私、個人に確かめたことはございませんけれども、そうだと思います。

菅 そうですね。あなたは、容量が十分でなければならないということは、基本設計の範囲内だと、こうおっしゃるから、それは、この原子炉設置許可の安全審査をする委員の一般的な見解なのかと聞いておるんです。

佐藤 恐らくそうではないかと思います。少なくともそういう方針を確認するということですね。

菅 恐らくそうではないかと思う。はっきりそうとはわからない。

佐藤 いや、私、そう申しますのは、審査委員の、それこそ一人一人に、どう思っておられますか、といったようなことを聞いたこともございませんけれども、少なくとも、審査の過程を通じまして、私の受ける印象ではそうだということでございます。

菅 何か、こういう事項は、審査の対象であると、こういう事項は審査の対象でないということを、各委員、それぞれ、てんでんばらばら自分の好きなように判断するんではなくて、皆さんが統一的に判断できるような指針なり、基準なりそんなものはないんですか。

佐藤 ございます。これは通常、安全評価審査指針と呼ばれている指針がございます。

菅 それ以外にはないんですか。

佐藤 事故の想定に関しましてでござりますか。

菅 いや、基本設計ないし基本的設計方針

にかかる事項であるかどうかを判断する、要するに、これが審査の対象なのかどうか、それを判断する目安がどこにあるかと聞いておるんです。

佐藤 目安としては、これも通称でございますが、安全設計審査指針、それからそれを受けまして、いくつかの確か指針があったかと思いますが、下部指針と言ったようなものが、いくつかあったかと思いますが、そういうものはございます。

菅 そうすると、そのあなたが知ってるお指針あるいは、委員が使っておる指針では、所内用空気系と制御用空気系とを別系統にするとかあるいは各系統、各系がそれぞれ独立で十分な容量を持っていなければいけないとか、そういうようなことが安全審査で確認されるべき事項である、というような記載なりそういうものもありますか。そこまで確認しないといふ、そういう指針なり目安はあるんですか。

佐藤 えー、そうですね。ちょっと今詳細に記憶いたしません。

菅 ないんですか。あれば、別に、私がさっき、他の委員の人達は一般的にどう思ってるのかという質問に対して、そういう指針があれば、皆さんあなたと同じ見解を持っておることは、これは明白なんだから。それはないです。

佐藤 はい。ただ要するに、お尋ねの趣旨は、結局、どこまでをもって基本設計とみなすか、という御趣旨ではないかと思われます。つまり、その基本設計というものを、どう私共がとらえておるのかという御趣旨ではないかと思うんでございますが、この基本設計ないしは基本設計の方針と申しますか、という

のは、まあ言葉を変えれば概念設計もしくは概念設計方針という言葉で申し上げても、まあそう大きな違いはないかと思いますが、それがどういうものであるか、どこまでの深さのものであるか、ということについては、これはもちろん技術の進歩等もございますから、時代と共に、多少変遷はあるかもしれません。

しかしながら、その必要な、ある意味で深さと申しますのは、その設計、あるいは設計方針に従って、更にまあ、設計を詳細化していく。更には製作し、最終的には組み立てると言った作業が、何と申しますか、その基本設計で、まあ描かれております、ちょっと言葉、あまりいい言葉が出て来ませんが、イメージと申しますか、そういうしたものと相違しないと。つまり、そこから先は、段々系統別機器別というふうに細分化していっても誤ることがないと。全体として誤った形にならないと。まあ概して言えば、そこまでが基本設計ないしは概念設計というものの深さであろう、というふうに私は思っております。

従って、その、審査をするほう、これはまあ色々分担はございますけれども、としましては、これで、どういうプラントになっていくのか、そして、これから設計を詳細化していく上で、どういう点が担保されなければならんのかと、そういう、何と言いますか、イメージとでも申しましょうか、そういうものが明確になったということであれば、それでよろしいということかと思います。

菅 そうすると、こういうふうにお聞きしていいんですか。この基本設計もって、この原子炉のイメージを作り上げると、作り上げておけば、後はそれ以降の手続、詳細な設計にまかせておいてもまあ大丈夫、というと

ここまで審査すると、こういうことですか

佐藤 私はそのように理解しております。

菅 他の審査委員はどう考えているか、これはよくはわからない。

佐藤 はい。一々確認したことはございません。

菅 ところで、その話は、また後で聞きますけど、元の質問ですが、空気系が、それぞれ独立になっていなきゃあいけないと、容量が独立でもって十分確保されていなきゃあいけないと、こういうようなことが、基本設計に入るんだということは、どこかに書かれておるんですか。今言った安全評価指針なり、そういうものに書かれておるのかどうか、これはわからない。

佐藤 安全評価指針にはございません。設計指針のどこかに書いてあるかどうか、ちょっと今記憶がございません。

菅 記憶ない。安全審査が終った段階で、安全審査の報告書のようなものが出されますね。

佐藤 はい。

菅 そういうところには、そういうことは、きっちり明確に書かれるものなんですか、書かれないものなんですか。

佐藤 えー、審査報告書、これは現在の私の経験する範囲でお答えしてよろしゅうございますでしょうか。

菅 現在では、そうしたら書かれておるんですか。

佐藤 いえ、必ずしも申請の内容が、全部その審査報告書に書かれるわけではございません。その申請のどういうところに、特に重点を置いて見たかと。その結果、どういう判断に到達したか、ということが書いてござい

ますが、その申請書に書いてある内容そのものが、全部逐一、その審査報告書に書かれるというわけではございません。

菅 それは基本設計にかかる事項でも、そうなんですか。

佐藤 はい。要するに、そういう申請があって、それは、その申請の内容は、全部もちろん検討するわけでございます。それは自明のことございますので。で、全部その申請書に、こうする、こういたします、こういたしますと、こう書いてあることが、逐一、審査報告書で反復されるわけではないんでございます。

菅 だからね、結論を言って下さいよ。現在では、今言ったような事項は、審査報告書に書かれるんですか、書かれないんですか。

佐藤 特段にこれを記載しているかどうか、ちょっと記憶がございません。

菅 伊方の場合は、申請書のほうにも、何もそんな記載はないし、審査報告書のほうにも何も記載がないし、審査したのかどうかよくわからないんですけどね。

佐藤 はあ。(笑)

菅 そういうことってあり得るんですか。その、基本設計にかかる事項について、どこにもそういう記載がないということが、例えば、現在の審査ではありますか。

佐藤 現在だったら、恐らく書くのではないかと思います。あのー、つまり、これもさきほど想像と申してお叱りを受けましたけれども……

菅 書くのではないかと思うということですね。

佐藤 はい。

「原子炉のイメージ」とは何か

菅 それからね、あなたの基本設計の概念は、さっきお聞きしましたが、そうすると、具体的にある事項がね、あなたのおっしゃる基本設計の範囲にはいるのかは知らないのか、それはどういうメルクマールもって区別するわけですか。極端に言えばね、あなたのおっしゃるイメージというのを、あまりにも抽象化し過ぎると、安全な原子炉を造れというだけでね、まあ足りるということになりかねないわけですよ。そうでしょう。

佐藤 はい。

菅 だから、あなたのおっしゃるイメージというのは、抽象的な言葉で語られればわかるんですが、具体的に、この事項、あの事項、これがですね、あなたのおっしゃる基本設計の範囲にはいるのか、はいらないのかね。これを判断するには、もう一つ踏み込んだメルクマールが必要じゃないかと思われるんですがね。その点については、どういうふうに判断しておられるわけですか。

佐藤 えー、これは私の判断でよろしいのでございますか。

菅 あなたの、安全審査委員としての判断で結構ですよ。

佐藤 はい。まあ私自身、まあさきほど、大分抽象的な言葉で申し上げましたが、私自身が、まあ、主として自分が担当するところの、イメージを描くのに必要な資料というのは、その、さきほど極端な話でおっしゃられたようなものでは、もちろんないわけでございます。まあどのへんまで、詳細と申しますか、具体的なものの形で提示されるべきか。で、少なくともわたしが、そういうイメージ

を描けないような説明と申しますか、であれば、もっと詳細な説明を求めるということになるわけでございます。当然のことござります。で、したがいまして、まあ結果的には、例えば、現在の申請書、あるいはそれの追補、補正等を含めましたものは、少なくとも私が、そのプラントのイメージを描くに十分なものには、その中に取り込まれておるというふうに考えます。

菅 その、イメージとおっしゃるからわたしもちょっと理解が難しいんですがね。例えばですな、安全な原子炉を造れという基本設計方針ではね、本当に安全なものができるのかどうか、皆目、見当がつかないですよね。そうですね。

佐藤 はい。

菅 そうすると、各個別の事項について、ここから先はね、ちゃんと安全にしなさいよ、あるいは、こういうふうにしなさいよ、というような抽象的な規範を設定しておけば、十分、それに沿った、その要件を満たしたものができるというね、この、前提がある場合は、それ以上先は審査しないと、こういうことになるんですか。

佐藤 ええ、もう一度繰り返していただけますか。難しゅうございました。

菅 あのね、あなたが、イメージが描けるところまで審査すると、こうおっしゃいましたからね。イメージが描けるというのは、あるところまで、あなたが確認すれば、あとそれから先はですね、もう任しておいてもね、十分それに沿った、あなたのイメージに沿ったものができる、という科学的な前提がある場合、そういう場合は、そこから先は詳細設計に任せると、こういうことですか。

佐藤 はい。そのような趣旨で申し上げたつもりです。

菅 そうすると仮にですよ、ある機器について、安全に造れと、あなたが指示してもですね、果たしてどんなものができるかわからない、というような場合は、これはまだ基本設計の確認が終ったことにはならないと、こう言っていいわけですか。

佐藤 はい、その場合には、もっと立ち入った説明を求めました。

菅 立ち入った説明を求めて、あと任しておいても大丈夫だ、というところまで確認する必要があるわけですね。

佐藤 はい。

菅 そうするとね、例えば、元にもどって、所内用空気系と制御用空気系の容量が十分確保されること、ということなんですがね、そういう抽象的に、十分確保しなさいと、こういう指示を基本設計の段階でしたところでね、現に TMI では何らかの理由でできていないわけですね。

佐藤（うなずく）

菅 そうすると、もっと立ち入って、どういう装置でもってですね、あるいはどの程度の規範の装置でもって、容量を確保しなきゃいけない、というところまで、基本設計の段階でね、確認しなければ安全性を確認したことにならないんじゃないんですか。

佐藤 これは、米国と日本とで規制のやり方等も違いますし、しますから、一律にそういう議論には、なかなかならんではないかと思うわけでございます。例えば、今、空気系でございますと、その、十分な容量を確保するということが、その基本設計の段階で、その方針が確認されればですね、それが実現さ

れなければならないわけでございます。

菅 そうですね。

佐藤 それを実現しているということを、まあ、確認する段階というのは、その、いわゆるまあ安全専門審査会でやる審査以降、何段階があるわけでございます。で例えば、使用前検査というのがある。出来上がった結果、容量が足りないということが判明すれば、使用前検査不合格ということになるはずでございます。それは、いわゆる基本設計で、言なれば、約束したその約束が果たされてないわけでございますから、使用前検査、例えばそこで、チェックされるということになろうかと思います。

菅 そうすると、使用前検査とか、ようするに安全審査以降のですね、手続でもって、容量が十分であるとか、いうようなことが確認されるはずになっていると、こういうことです。

佐藤 そのように私は理解しております。

菅 伊方の場合は、容量が十分確保されることというようなね、点が、安全審査の段階で確認されたという痕跡がね、さっきも言ったように何もないわけすけれどもね。

国側代理人の介入をめぐって

川勝国側代理人 裁判長。それは、原告側、控訴人側の意見でございまして、私どもの意見とは異なるわけです。少なくとも証人は、この審査に関与されてないので、証人が直接体験されない事実について意見を求める、あるいはその、控訴人側の意見を前提として証言を求める内容ですので、尋問として不適当と考えます。

菅 わたしの方でお聞きしてるのは、具体的な伊方の審査というよりも、基本設計といふのはですね、いったい、まあどうあるべきかということについて、さきほどこの証人がおっしゃいましたんで、そこについてね、具体的な伊方の審査に即して、その内容を明確にするために、伊方を引き合いに出して聞いておるわけです。ですから……

裁判長 直接関係したことについて聞いてください。

菅 それが関係したことになると思うんですけどね。

川勝 伊方の審査については、従来から、証人自身がはっきりとおっしゃっておるようには、安全審査には関与していないわけです。証人がね。だから具体的に、申請書の内容がどうなってるか、その他については証人は知らないわけです。

菅 だからそんなことは聞いてない。

川勝 いや、それをね、あなたはね、当然、これでしか書いてないとか、あるいはチェックしてないという前提でおっしゃっておられるから……

菅 いやいや、ちょっとまあ聞いて下さい。それは伊方の場合はこうなっておるけれども、それは証人のおっしゃる基本設計の確認を満たしておるものかどうかと、基本設計についていろいろおっしゃるからね、ただしかし、非常に抽象的な言葉でおっしゃるから、よくわからないわけですよ。だから具体的に、この伊方の場合にも、これは基本設計である、これは基本設計でないと。いろいろ被告国側で主張しておられますのでね、この場合は、証人のおっしゃる、安全審査委員としておっしゃる、基本設計の確認を尽くしたのかどう

か、ということをお聞きしておるわけです。

裁判長 この証人は、直接、一次の審査には関係していないんでしょう。

川勝 そうです。

菅 関係ないですけれども、安全審査委員として、その、どこまで安全審査で確認されなければいけないかというようなことについてではですね、いろいろ言っておられるわけですよ。

仲田弁護士 前回、伊方を知っておると言っています。伊方を知っているという前提で質問しているわけです。

川勝 それは間違っています。

仲田 主尋問に出てるじゃないですか。

川勝 伊方に関しては、変更申請についてね、関与したことはあると、一部のね。そういう証言をしたかも知れませんけれども、設置許可の審査をしてないことは確かでしょう。だから当然、証人は設置許可の申請書添付書類を読んでないわけですよ。

菅 この証人の証言の趣旨はですね、TMIではこうなってると、しかし伊方を含む日本の原子炉ではそれとは違うんだと、だからTMIのような事故が起こらないんだというのがこの証人の証言の、まあメインテーマなんですね。で、それでですね、当然、例えば空気系がそれぞれ別系統に造られておったかどうかということについてもですね、伊方も別系統のはずだと、あるいは別系統に造られておるということを前提に証言しておられるわけですよ。

ですから、その点を聞けないということになればですね、この証人が主尋問で、伊方を含む国内の原子炉について証言した証言は、全く無意味な証言になってしまふ。だから、

当然こちらとしては、国内の原子炉一般と、伊方のことをどの程度まで知ってるのか、そもそも聞いてみないとわかりません。ただ、伊方とTMIとは違うんだというのがこの証人の証言のメインテーマですからね、伊方について当然こちらとしても触れるを得ないわけです。

裁判長 その点は今までずっと聞いてこられたんじゃないんですか。それ以上にまだ聞かれるんですか。この証人は直接、一次の審査に関係していないんでしょう。

川勝 現に確認してるはずだというふうに、さきほどの尋問に対して答えられておるでしょう。それで十分じゃないですか。

熊野弁護士 十分かどうかはこちらの判断です。裁判長。

川勝 現実に申請書、証人は見てないんだから。

熊野 ようするに、主尋問に現れた事項ですからね、主尋問に現れた事項について、反対尋問でその前提をたどるのは当然だと思うんです。だから主尋問の範囲内に含まれると考えます。もし、菅代理人がですね、質問してる事項が誤導尋問であって、例えは、その申請書に書いてある事項を、書いてないとかというふうに質問してるとすれば、それは誤導尋問だという異議を出せばいいんであって、まさに主尋問に現れた事項、その前提事項を聞いておるわけですから、当然民事訴訟規則の範囲内の事項です。

川勝 誤導かどうかという前提以前に、証人が直接体験してない事実を、控訴人の意見に基づいて、その証人にその意見を求めるという証人尋問の仕方自体が相当でないと、こういう意見を申し上げてるわけです。

熊野 主尋問で聞いたじゃないですか。

川勝 何をですか。

熊野 主尋問に現れた事項じゃないですか。

川勝 いや、何ですか。じゃ具体的に、どの主尋問で聞いたと言ってください。指摘してください。何を言ってんですか。その主尋問に現れた事項というのは。

熊野 空気系の事項なんかについて聞いたじゃないですか。

川勝 聞きましたよ。

熊野 だから主尋問に現れたるじゃないですか。

川勝 それとは違うじゃないですか。

熊野 同じ事項じゃないですか。まさに主尋問に現れた事項じゃないですか。

藤田弁護士 反対尋問でね、反対尋問がそういう理由でダメだというんなら、主尋問自体がダメなんですよ。そのくらいのことは自明でしょう。

川勝 わたしどもも自明のことを言ってますよ。ようするに、証人が直接体験した事実に基づかない証言は、証言じゃないんですからね。そのくらい常識ですよ。

熊野 民事訴訟規則を見てください。主尋問に現れた事項となっておるんですよ。

裁判長 それだから今まで聞いておるじゃないですか。

熊野 違法になるはずがないんです。だからこれ以上聞いたからといって、

裁判長 今の質問だけについて言っておるわけです。今までの全部についてじゃないんです。今の質問について言われてるわけです。

熊野 ですから、主尋問に現れた事項の範囲内にはいっておる事項なんですね。直接必ずしも体験してなくても、鑑定証人的な要素

が、若干、ありますから、専門家証人ですから。

裁判長 それじゃ、もう一回、今の質問を言ってください。どういうことを聞かれるんですか。

審査の結果を明記するかどうかは委員の判断

菅 それじゃ、ちょっと言葉を変えて聞きますけれどもね、ようするに、あなたの言っておる基本設計について聞いておるわけですわ。あなたの言っておる基本設計というのは、具体的にどういうことをおっしゃっておるのかをね、具体的な事例に即して確認するためにお聞きしておるんで、あなたの知らないことを答えて欲しいとかいうことじゃなくて、だから具体的な例を引き合いに出して、あなたの言っておる基本設計の概念を明確にする範囲で聞いておるんですよ。一応、そういうことを念頭においてお答え願いたいんですよ。よろしいですね。

佐藤 (うなずく)

菅 それではまずね、わたしがお聞きしようとしたのは、まず空気の容量について、あなたとしては、その十分な容量が確認されるようまで確認すれば、それで基本設計の審査としては足りるんだけど、こうおっしゃるわけですね。

佐藤 (うなずく)

菅 それでわたしは、それに対してね、そこまで確認しただけではね、必ずしも、あとですね、間違いなく容量が確保されるのかどうかが、その保証はないんではないかと、こういうふうにお聞きしたわけですね。そこからいきましょうか。

佐藤 えー、あのー、保証がないって。つまりそういうことが確認されればですね、その後続の段階で、規制の段階で、それが実現されるというふうに、わたしどもは理解しているわけです。

菅 あのね、そういう科学的なですね、その保証なりね、間違いなくそういうものが確保されるだろうと、容量が確保されるだろう、という科学的な裏付けはあるんですか。科学的な裏付けがなければね、幾ら容量を確保することと言ったところでですね、容量が確保されるかどうかわかりませんよね。

佐藤 いや、ですから、さきほど申しましたように、それは工事計画の認可、使用前検査等々の段階において、その、そういうふうに約束したことが、ちゃんと実現されているということが、そのつど確かめられるはずだということを申しておるわけでございます。

菅 そうすると、あなたの言分によても、少なくとも、そういうことが基本設計、あるいは安全審査の段階ですね、約束されたということは、どこかに明記されなければならないということになりますか。

佐藤 えー、その明記の度合にもよると思うんです。と申しますのは、大体、系統を設計して、その容量が不十分であってもよろしいというような概念というのは、工学的に元々存在いたしません。従いましてこれは、明記するかどうかということ、それから、当時の審査委員の方が、これで基本設計が妥当であると、判断したんだろうと思うんですが、まあその判断の過程で、どういう議論がなされ、その結果、どういう表現で審査書といったようなものに残っておるか、そこは私存じません。

菅 しかしね、基本設計が確認されるべきそういうような重要な事項が、どこか文章として残っていないと、あの段階ですよ、チェックすると言ってもね、そのチェックが見逃される可能性もあるわけでしょう。

川勝 だからそこで、残ってないということを前提として質問されておるけれども、我々は残っていると考えているんです。だから少なくともね……

藤田 証人に聞いておるんだ。

菅 残す必要ないとおっしゃるからね。

川勝 あれ、残す必要ないとおっしゃった?

菅 必ずしも残す必要はないという趣旨の証言ですよ、さっきは、そうでしょう。

川勝 具体的に確かめてください。

佐藤 いやいや、あのう……

菅 だからね、例えば、容量が十分、確保されることというのは、どこかに文章として明記される必要は、基本設計の段階ですよ。あるいは安全審査の段階で、必ずしもないというのが、あなたの今の証言の趣旨でしょう。

佐藤 それがもう、工学的に全く自明なことであるというのであれば、わざわざ書くこともないだろうと。そういうものもあるだろうということでございます。

菅 そしたらね、この所内用空気系と制御用空気系が別系統であるとか、独立で容量が十分でなきゃいけないということは、これは明記するまでもないことなんですが、明記すべきことなんですか。

佐藤 現在は明記しておると思うんです。これは確かに記憶いたしませんけれども。と申しますのは、さきほど申しましたように、基本設計というもの深さというようなもの

は、時代とともに少しずつ変わるわけでございます。と申しますのは、そのあとで、どういうその、つまり設計者なり、製作をする人に、どういう選択の余地が残されるかということによっても、その深さは変わって来るわけでございます。

菅 時代とともに変わるとおっしゃるけれども、原子炉が安全かどうかというのは時代とともに変わらんと思うんですよ。そうですね。時代とともに変わるというのは、何が変わるものか。

佐藤 いや私が申し上げたのは、つまり、ここまで基本設計で、言うなれば縛っておけば、それから先、イメージと違わない。さきほどイメージという言葉を使わしていただきましたけれども、イメージと違わないか、ということになりますと、それはその、技術の進歩等によって、そこから先に、どれだけ選択の余地が残されているかと、ことによっても変わると、一般論とし申し上げたわけでございます。

ただ、その問題になりますのは、つまりそういうふうにして、基本設計なり、あるいは、それ以降後続の段階での規制を受けてですね、その結果、そのイメージと全然違うものができてしまったということであれば、それはもちろん、その審査の深さといったようなものを、かなり検討しなければならないとは思うわけでございます。

菅 再検討しなければいけないでしょうね。そうなればね。

佐藤 そうなれば。で、私が知る限り、そういう事例はないのではないかというふうに承知しておりますが。

菅 ところが、あれですか、現在では、所

内用空気系と制御用空気系とを別系統にするとか、容量を十分確保しておくことということが明記されるようになっておるはずだと、こういうことですか。

佐藤 そうではないかと。というように申しますのは、申請書なり、あるいはその審査書ですね、どういうことをどこまで書いたか、ということについて、詳細に暗記してるわけでもございませんので、まあそれを見ないとですね、確かにここに書いてあるといったようなことは申し上げられません。

菅 そうするとね、書いてるかどうかは必ずしもはっきりしないんだけども、書いてないような場合はですよ、どうやって後続の手続の段階で、その点がチェックされるんですか。常識だからチェックされるということですか、それとも何か別の方法ですね、そういう点もチェックされることが確保されておるんですか。

佐藤 これは、後続のその手続で、具体的に何をどうするのかということは、私詳細には存じないわけでございますが、まああえて言えば、そういうその、後続の手続というのが、その、どういう目的でなされるのかと、つまりこれは最初の……

菅 ちょっとね、もう少し端的に答えて欲しいんですがね。あなた、まあ、主尋問の段階では、この基本設計の位置付けみたいなものをしておられるから、お聞きするんだけれどもね。さっき言った点ですね、所内用と制御用とが別系統になっておるかどうか、そういうことについて書かれておるかどうか、必ずしもはっきりしないとおっしゃいましたね。

佐藤 (うなづく)

菅 そうすると書かれてないかも知れない

わけでしょう。書かれてないときに、後続手続で、その点がきっちりですね、そういう要件が満たされることが確認されるという保証がね、何か構じられておるのかどうか、それをお聞きしてるわけです。

後続の手続の内容は知らんが任している

佐藤 で、ございますから、その後続の手続というのも、当然のことながら、原子炉施設の安全を確保するという見地からなされる、それはもう当然のことございます。ですからそのためには、安全を確保するためには、もう何と申しますか、こうするのが当然といったようなことがあれば、それはその、文書に記載が仮になかったとしても、その後続の段階でなされるとは思います。ただ後続の段階で具体的にどういうふうに、これも一種の審査だと思いますが、審査ないしは規制等がなされているかということまでは、私は詳しくは承知いたしません。

菅 安全審査の委員としては、後続の手続がですね、どういうふうなものなのかということは、よく御存じなんじゃないんですか。

佐藤 いや、具体的に何をどうするというところまでは知らないと。どういうふうに担当の方がやっておられるかまでは、私、直接、存じません。

菅 ああ、そうですか。

佐藤 けれども、もちろんそのあとに例えば、工事計画の認可なり、使用前検査がありという、それはもちろん承知しております。

菅 いや、そんな手続があること自体は法律に書いてあるからね、それはだれだってわかつておるんですが。具体的にどんなことが

なされるのかということはわからない。

佐藤 それは私、存じません。

菅 安全審査の審査委員というのは、皆さん大体そうなんですか。(笑)

佐藤 それも私、存じません。

菅 我々からするとね、後続の手続でやることというのは、かなり具体的にわかっておられてね、だから我々はここまでやるんだと、こういうふうなイメージを持っておったんですけど、そうでもないんですか。

佐藤 いえ、あのう、それは全く知らないということではございません。(笑)

菅 それはもちろん、そうです。

佐藤 非常に詳細には知らないということをございまして。

菅 そうすると、あの後続手続の使用前検査をする人達とか、そういう人達が、当然、安全上重要なことについては、たとえ安全審査段階で、どこかに明文が書かれておらなくとも、審査するだろうということですか。

佐藤 いえ、それがですね。その安全を確保する見地から、当然のことであるというようなものであれば、そういうこともあろうということを申し上げてるわけです。

菅 この各系統の空気容量がですね、それぞれ、独立でもって十分な容量を確保されていなきゃいけないということは、これは非常に当然のことなんですか。

佐藤 そうだと思いますが。

菅 TMIではそういう当然のことが満たされていなかったと、こういうことですか。

佐藤 はい。そう思います。

両空気系の隔離法は審査の対象外

菅 それからね、このTMIでは、この両系統の間に配管があって、その間に隔離弁があってと、そういう構造になってらしいですが、日本でもそうなってるかも知れないとこういうことですな。

佐藤 はい、隔離弁はあるかも知れません、そこまで私は……

菅 つなぐ配管は、一応、あるわけでしう。両者を。それははっきりしておるわけでしょう。

佐藤 それは私、直接存じません。あるかも知れません。

菅 あるかも知れん。そういうものはあつたらいかんとか、あってもいいとか、そういうようなことは審査されないんですか。

佐藤 つまりこういう、その、安全に関連する系統等のですね、まあ考え方の原則といったようなものがまああるわけでございますが、つまり、重要度が違うといったようなものはですね、まあ全く機械的に離してしまうというのも一つの方法でございますし、あるいはその機械的には多少つながりがあるとしても、それは機能的に完全に隔離するとか、そういうことで……

菅 場合によってはあけることもできるけれども、普段はふさいでおくと、こういう意味ですか。

佐藤 とにかく厳重に管理してふさいでおくとかですね、そういうその手段によって、一応、これ分離するというのは、これは大原則でございます。

菅 いやだからね、分離するのが大原則はいいんですが、その大原則に照らして、その間をね、配管でつないだり、まあTMIでやっておるわけですね。

佐藤 (うなずく)

菅 国内の原子炉でもやっておるらしい。やってるかも知らないでしょ。

佐藤 はい。

菅 あなた、よく知らないけれども。

佐藤 はい。

菅 そういうことをやつたらいかんとかね、分離してなきゃいけないものを配管でつないだりしてたら、勢い、その接続しがちになるかも知れないからね。だからそういうものですね、配管でつないだらいかんとか、あるいは配管でつないでもいいんだとか、そんなことは全然、審査されないんですか。

佐藤 えー、あのー、何と申しますか……

菅 しないのか、するのか、簡単におっしゃってください。

佐藤 まずですね、その、分離するのは必ずしも、それを接続する配管を、全く禁ずるということではございません。その、いわゆる機能的に分離されてれば、もし機能的な分離で足りるようなものであれば、それでよろしいわけでございます。

菅 いや、だから、機能的な分離で足りるんだとか、その、機械的にも分離していなきゃいけないんだとか、そういう審査はしないんですか。

佐藤 説明はもちろん聴取いたします。そういたしますという説明は、当然のこととして聴取いたしますし、そうするんですね、というような質問は、まあすることもあります。

菅 そうすると、機能的な分離なのか、機械的な分離なのか、そのへんはちゃんと確認されるわけですね。

佐藤 いえ、それは物によります。

菅 物によるというの、どういう意味。

ぼくが今、聞いているのは、空気系の話を聞いておるんですよ。

佐藤 空気系は、そこまでは聞いていないと思います。

菅 そうすると、空気系については、機能的に分離するのか、機械的に分離するのか、そこまでは確認していない。

佐藤 はい。そこまでは確認しております。

菅 確認する必要はないんですか。

佐藤 まあ、ないと判断したわけです。

菅 現在でもその判断には変わりないんですか。

佐藤 ええ、特段に変える必要はないと思います。

菅 ああ、そうですか。それからね、日本の原子炉の場合には、TMIのように、両者の空気系をですね、常時、接続するということは、まあ多分しないと思いますと、主尋問のときには、そういうふうに答えておられるんです。

佐藤 はい。

菅 多分、しないと思いますという、多分というのを付け加えておられるんですが、何か意味があるんですか。

佐藤 まあ、多分に表現の問題であろうと思いませんけれども、つまり私が申し上げました趣旨はですね、例えば、制御用空気系の容量が不足して、ほかから応援を受けないと、運転できないといったような事情が存在しないから、したがって、これを接続して運転しなければならないと、そういうような事情も存在しないと。したがって、そういう運転はしないと思います、というふうにお答えしたわけです。

菅 そうすると、常時、ないしはひん繁にですね、両者を接続するとかしないとか、そんなことまでは、安全審査の段階では確認はされてないですね。

佐藤 はい。これは運転管理の問題かと思います。

菅 運転管理の問題として、両者を接続するのはですね、どんな場合に限って接続してもよいと、何かそういうような基準があるのかどうか御存じですか。

佐藤 いえ、存じません。

菅 知らない。機能的に仮にですよ、接続しておるかも知れんわけですから、ひん繁にね、接続したらあきませんよと、いうようなことについて、何かこの、安全審査の段階ですね、明確な指示をしたり、そういうことはないんですね。

佐藤 ええ、積極的にですね、指示をするというようなことはないし、今までなかつたと思います。これはつまり、元々、別な物として設計するからにはですね、それはまあ、当然の帰結ではないかと。つまり、常時接続しなければ動かないとか、ひん繁に接続しなければ困るとか、それはその、別な系統として設計したということにはならないわけでございますから。

菅 だから、改めてそこは確認しないと、こういうことですなあ。

佐藤 念を押すまでもないと思っております。

菅 そうすると、運転管理の問題としてもですね、そんな点をいちいち、こういう場合は接続してもよろしいよとか、そういう細かい指示はないわけですか。

佐藤 いえ、それは存じません。

菅 その点についてどういう運転管理でなければならぬというような、そういうものを、安全審査の段階では、特に明確に、あるいは積極的には審査されてはいない。

佐藤 はい。あのう、安全審査の段階ではですね、まあ前にもちょっと申し上げたかと思いますけれども、まあ通常期待し得る水準のですね、その、運転管理というものが、まあ確かに私はあのとき、しかるべき誠実さを持って行われるということは、これは判断のベースでございますから、まあそれを前提として、いろいろな判断をしておるということでございます。ただ具体的に、運転管理をこうせよ、ああせよというのは、これは後続の段階のことだと、いうふうに私どもは理解しておりました。

加圧器逃し弁の構造の具体的な相違は

菅 それから、話は変わるんですが、加圧器逃し弁の構造の相違について、いろいろ証言しておられますね。

佐藤 はい。

菅 この、伊方の場合とTMIの場合とでは構造が違うとおっしゃいましたね。

佐藤 はい。

菅 TMIの場合は、電磁先駆弁という弁ですか。

佐藤 はい。

菅 それから、伊方の場合には、空気作動式による逃し弁になってると、こういうことですな。

佐藤 はい。

菅 空気作動式のほうが信頼性が高いわけですか。

佐藤 えー、そうはお答えしなかったと思います。

菅 違うんですか。

佐藤 私がお答えしたのは、空気作動式のほうは、構造が、電磁先駆弁方式より比較的簡単であると。したがって、非常に一般的に言えば、構造が簡単なものほど信頼性の高いものが作りやすい。しかしながら、実際に信頼性の高い状態でそれが使用されるのは、それは、適切な運転管理と申しますか、その機器の重要度に応じた適切な運転管理が必要で、そっちのほうが大切だというような趣旨で証言申し上げたかと思いますが。

菅 そうすると、伊方で用いられているよう、ウェスティングハウスタイプの炉で用いられるような、空気作動式の弁のほうが、TMIで用いられるような電磁先駆弁方式の弁よりも、作動の信頼性が、具体的に比較して、どっちが高いということをおっしゃったわけではないわけですね。

佐藤 はい。ただ、申し上げたのは、ちょっと繰り返しになりますが、つまり、非常に一般的、原理的に言えば、信頼性の高いものを作りやすいとは言えるけれども、本当に信頼性が高い状態で運転できるかということが問題なわけでございます。したがって、それは運転管理によるところも大きいし、そちらのほうが重要だという趣旨のことを申し上げたわけでございます。ただ、そのときの証言は、私が今記憶する限りでは……

菅 ぼくは、あなたの証言の揚げ足取るつもりはないんで、あなたの科学的知見に基づいて正直にお答えいただいたらいいわけです。

佐藤 はい。ただ、そのときには、どちらのほうが故障が多いかとか、そういうような

ことまでは申し上げてないと思います。

菅　なるほどね。そうすると、もう少しあなたの証言をはっきりしてもらいたいんで、再度お聞きするんですが、具体的に伊方で使っておる空気作動式タイプの弁と、TMIで使っておるタイプの弁との作動の信頼性を、具体的なものとして比較した場合、どちらが作動の信頼性が高いかということは一般には言えないわけですか。

佐藤　これは……

菅　そのものとしてですよ。どっちが性能がいいかという話ですよ。

佐藤　これはですね。確かに、ケメニレポートのスタッフのレポートがございますが、そこにも若干の評価ございますし、ロゴビン報告にも確か若干の評価があったかと思います。ほかの産業でも、もちろん、こういう逃し弁というのはいろいろなものが使われておりますから、それらを全部合わせておるわけではございません。まあ、原子炉だけで申しますと、こういう加圧器逃し弁が、例えば、故障した、開きっぱなしになったというふうな事例を見ますと、事例としては、つまり故障の数としては、電磁先駆弁方式のほうが多いございます。特に、TMIで使っておりましたのは、確かあれは、ドレッサーという会社のバルブだったと思いますが、そのバルブが今まで、原子炉で報告されてる事例のかなりの部分、数は記憶しておりませんが、かなりの部分を占めておったと思います。

ただ、それには、一つ背景もございまして、このB&W社の原子炉では、この加圧器逃し弁の動作回数が、これまた、圧倒的に多いわけでございます、ほかの型に比べまして。したがって、動作回数も多いから故障回数も増

えるという見方もできなくはない。そういう形で、統計的にはっきりとものを言えるほど、さまざまな事例が、数があるわけではない。ただ、ちょっと繰り返しになりますが、ただ、何回故障したかということだけで見れば、電磁先駆弁の故障例のほうが多いございます。

菅　電磁先駆弁、つまりB&W社の加圧器逃し弁は、動作回数も多いとおっしゃいましたね。

佐藤　はい。

菅　動作回数に比較した故障回数、あるいは開固着の回数ですね。これは、同じくウェスティングハウス型の場合の動作回数に比較した開固着回数と、比率的には変わらないのではないか。

佐藤　これは確かに、ロゴビン報告だったと思いますが、そこに計算がしてございます。単純に計算しますと、若干差はあるんでございます。ただ、これを、なにしろ事例そのものが非常に数が乏しくございますので、これを統計的な意味を持たせるというわけには、ちょっとまいらないと。数が少ないと統計というのは非常に誤差が大きくなりますので、したがって、その誤差の範囲であるという評価をしておったと思います。単純に計算いたしますと、この電磁先駆弁型の逃し弁のほうが、数字としては、多少、多目の数字が出ておったと思います。

菅　比率としては、しかし、ほぼ似たような比率。

佐藤　今言ったように、統計上有意的な差は、あの事例数からはちょっと出せないと。

菅　そうすると、開固着の事例というのは、きわめて少ないわけですか、いずれにしても。

佐藤　これは、全部で十何例かだったと思ひます。詳細に数字は暗記しておりませんが。ただ、B&W社が非常に多くございまして、確か8例か9例、何かその程度だったと思いますが、数字そのものはちょっと記憶があやしいところがございます。

菅　そうすると、それは例えば、構造による性能の悪さとかいうところまで言えるかどうか、それは必ずしもわからんわけでしょ。

佐藤　性能と申しますか、こういうのは、多分、信頼性という言葉で申したほうがよろしいかと思いますが、弁で性能といいますと、吹き出し容量とかいうことになりますので。

菅　例えば、B&Wのそういう構造の原子炉に、空気作動式のものをつけたらどうなるか、そのほうがいいのかどうか、それは必ずしもわからんわけでしょ。

佐藤　それは、現在ある数字からは、すぐには結論できないと思います。ちょっと、言い忘れましたが、ただし、その弁の位置の検出方法ですね、これははっきりとした差がございます。

菅　それ、詳しいことはあとでお聞きしますが、電磁先駆弁方式というのは、簡単に言って、どんな構造になってるわけですか。構造が複雑だとおっしゃるんですけどね。図面を見せましょうか。

佐藤　いえ、大体申し上げられます。

菅　乙第184号証の1、62ページを示します。

佐藤　私も、実は機械工学専門でございませんので、こういう弁の構造、それほど詳しくはございませんけれども、これは、下のほうが、圧力の高い蒸気でございます。

菅　下のほうというのは、図面でいう下のほうですね。

佐藤　はい。蒸気入口と書いてございますが、それをこの弁が押さえてるわけでござりますけれども……

菅　弁というのは、真ん中にスプリングがついてる、その上ですな。

佐藤　その上、主弁ディスクと書いてあるところ、そのところで止めてるわけでございます。それをどういう力で止めているかと申しますと、これは、そこにありますスプリングと、蒸気の一部を上の方に導きましたて、そのスプリングの力と蒸気の力とがバランスされてるときに閉まる状態ということになっているわけでございます。で、こちらのほうに、先駆弁というのがございますが、これは少し小さな弁でございまして、こちらの弁を開けてやりまして、上のほうに入ってきてスプリングとバランスさせてるその蒸気を抜いてしまうわけでございます。そうしますと、力のバランスが崩れまして、この弁が開くと、そういうようなことかと思います。

菅　弁が開くというのは、どういうふうに開くんですか。

佐藤　弁が下がるわけです。そうしますと、蒸気が外へ出て行く、蒸気出口というふうに道がつくわけでございます。こういう作りでございます。

菅　ああそうですか。例えば、伊方なんかで使われている空気作動式の弁というのは、どんな構造になってるんですか。

佐藤　これは、要するに、例えば、あるいはピストンですか、あるいはダイヤフラムと申します、膜面でございますね。これは弁の型式によっていろいろあろうかと思います

が、例えば、上に空気を入れて押しておくと、で、空気が抜けると開くとか、要するに、その弁を動かす動力源として、圧縮空気を用いてる、そういう弁でございます。

菅 あなた、伊方の、例えば、空気作動式の弁がどんな構造か、具体的にはご存じですか。

佐藤 これは、図面を拝見したことがございます。今ちょっとその詳細まで説明できるほど記憶しておりません。その図面の内容を。

菅 ああそうですか。そうすると、そういう先駆弁みたいなものはないんですか。伊方の場合は。

佐藤 これは、伊方の場合は、確か、ちょっとその図面あまり詳細に記憶しませんけど、なからだと思いません。あまり、記憶が定かでございません。

菅 あんまり自信はないと。

佐藤 はい。図面を見たという記憶はございますけれども。

菅 空気作動式の場合は、先駆弁というのについてないんですか。

佐藤 つけなくても、設計できますし、もちろんつけることもできる。

菅 普通、ウェスティングハウス型の原子炉についている加圧器逃し弁の場合には、先駆弁はついてないんですか。

佐藤 ついてないと思いますが、これはさきほど申しましたように、図面拝見した記憶がございますけれども、ちょっと図面の内容、詳細には記憶しておりません。

菅 あのー、原理的に考えて、構造がどちらが簡単で、どちらが複雑かという話がありましたが、空気作動式の場合と、電磁先駆弁方式の場合、電磁先駆弁方式のほうが構造が

複雑だというのは、どの点が複雑なんですか。電気を使うという点が複雑なんですか。

佐藤 いえいえ、そうではございません。

菅 両方とも、空気の圧力とはねの力でもって弁が開くようになってるように感じるんですがね。

佐藤 あそこで御証言申し上げました趣旨でございますが、弁の構造が、弁の動く部分と申しますか、それが、いわゆる電磁先駆弁方式、特に、このドレッサー型の弁の図面を見ますと、その動く部分というのが完全に弁体の中に全部収容されたような形になっておりまして、したがって、それを外から、その動きを検出するということが非常に困難だという趣旨で申し上げたんではないかと思うんですが。

菅 そうすると、むしろ、弁の作動の構造が複雑だと簡単だとかいうことでなくて、その弁の動きを外から検知するのが複雑か、あるいは簡単な方法で検知できるかと、こういうことです。

佐藤 はい。それも一つございます。ただ、私、この弁等に大変お詳しい方に伺いましたが、やっぱり、空気作動式のほうが簡単だという御説明はございました。

菅 作動の点でも。

佐藤 はい。それ、具体的にここがこうなってというところまで、ちょっと私御説明できませんけれども。

菅 そうすると、だれか詳しい人からそういうふうに聞いたということで、あなたとしては、どこがどう簡単なのか、それは比較しては、ちょっとお答えは……

佐藤 はい、私の証言申し上げた中で、これが複雑であるがゆえに、どうである、こう

であるということは……

菅 別に、あなたの証言の、主尋問の揚げ足を取ってるわけではなくて、具体的にどうなのか、わたし知りたいから。

佐藤 わかりました。

菅 あなたとしては、作動の点では、どこがどう複雑なのかということは、あなたとしてはおわかりにならない。

佐藤 はい、少なくとも今記憶してございません。

菅 それじゃあ、その検知方法が電磁先駆弁方式のほうが複雑で、空気作動式のほうが簡単だとおっしゃいましたね。これは電磁先駆弁方式のほうは、ソレノイド電流が流れかかる流れないかによって、弁の開閉を表示する方式をとっておると。

佐藤 少なくとも、TMIではそうしておったと。それが、本当に一般的なものかどうか、そこまで私存じません。ただ、この弁の構造からいたしますと、動く部分が全部中に入っておるものですから、したがって、その動きをとらえるというのは、なかなかむずかしい話だろうと思います。

菅 ほかの、一般的に、ドレッサー式の電磁先駆弁の場合、中央制御室に弁の動きが表示される仕組みは、TMIの場合と同じなのか、どうなのか、それはわからないですか。

佐藤 それは、ちょっと存じません。

菅 ああそうですか。それでね、空気作動式の場合は、弁の動きが直接検知される方式だとおっしゃいましたね。

佐藤 そういう方式が可能であると、そういう検出が可能であるということでございます。

菅 例えば、伊方とかの場合は、そういう

方式になっておるんですか。

佐藤 なっていると聞いております。

菅 ほかの、国内のウェスティングハウス型でもそうですか。

佐藤 はい、そのように聞いております。

菅 そうすると、例えば、どういうふうにして直接検知が可能なようになっておるんですか。それはご存じないですか。

佐藤 直接、私、その検出器、見ておりませんけれども。

菅 伊方の場合でなくてもいいですから、いわゆるウェスティングハウス型炉についてある空気作動式の弁の検知方法ですね、これは一般的にはどうなっておるんですか。

佐藤 これも、私直接確かめておりませんが、常識的に考えられて、だれでも考えるやり方というのはございます。それは、リミットスイッチというのを置いておきまして、弁が動いてそのリミットスイッチが入れば、例えば、閉まったとか、開いたとか、つまり、動いてる部分がどこまで動いたか、ということを直接そういう方法で検知するというのが、多分一般的な方法だろうと思います。

菅 リミットスイッチというのは何ですか。電源の端子のようなものがあるということですか。

佐藤 はい、スイッチがございまして、そのスイッチを、動く部分があるところまで動きますと、そのスイッチを押すというような構造でございます。

菅 そうすると、弁の本体の動く部分に、それが動けばスイッチが入るような、そういう装置を取りつけておると、こういうことですか。

佐藤 おそらくそういう方法であろうと。

それが普通、こういう動きを検知する方法としては最も一般的な方法でございます。

菅 具体的に、ウェスティングハウスタイプの空気作動弁の場合にそうなっておるかどうか、あなたは確認はしたことはないんですか。

佐藤 ものを目で見たことはございません。

菅 ものでなくていから、その図面とか、設計図とか。

佐藤 それは見ておりません。

菅 そうすると、多分そうなっておるんじゃないかということですか。

佐藤 いえ、そうなっておるという説明を聞きました。

菅 だから。

佐藤 規制当局の方から。

菅 NRCから。

佐藤 いえ、NRCでももちろん聞きましたし、国内でも担当官の方から伺いました。

菅 リミットスイッチみたいなものがあると。

佐藤 いや、リミットスイッチとは言っておりません。直接検出しておりますということを。

菅 だから、直接検出する方式が、あなたの言っておるような方式である、ということは、別に、特にだれかから具体的に聞いたわけではないでしょう。

佐藤 それは、いたしておりません。

菅 それでね、さっき、電磁先駆弁の加圧器逃し弁の図面を見ていただきましたが、そういう、あなたのおっしゃるようなリミットスイッチを取りつけて、弁が動けばスイッチが入るというような方式は、この電磁先駆弁の場合だって、取りつけようと思えば、取り

つけられるんじゃないですか。

佐藤 そういうスイッチを中に入れると。

菅 ええ、中に。

佐藤 はい。ですから、私はできないと言っているわけでないんです。むずかしいということを言ってるわけなんでございます。

菅 最初からそういうふうに設計して作らうと思えば、別に。

佐藤 その代わり、高温、高圧、蒸気雰囲気に耐えるようなスイッチでなければならぬとか、そこを激しい勢いで蒸気が流れても、絶対に壊れないようなスイッチでなければならぬ、というようなことがございますから。

菅 空気作動式の場合は、弁の動く部分には激しい蒸気が流れたり……

佐藤 いえいえ、これは外でございますから。弁の動く部分が外に出ていますから。ですから、蒸気の中にそういうものを入れなくてよろしいわけでございます。動く部分が外にある、さきほども申しましたように、実際に動く部分がこのドレッサー型の電磁先駆弁型では、外から見た限りでは、動く部分が見えないでございます。全く。ですから、そういう検出器をつけようと思えば、そういう検出器は中に入れなければならないことになりますね、直接動く部分に。で、空気作動型の場合には、例えば、我々の言葉でシステムと申しますが、弁の軸でございますとかですね、そういうものが実際、外に出ておる、外に出て動く部分があるわけです。ですから、それは空气中で計れるわけです。

菅 外に出て動く部分、それは、蒸気が出て来る場所ではないんですか。

佐藤 場所ではございません。しかし、それに直接結合してある部分でございますから。

菅 電磁先駆弁の場合は、そういう外に出る部分というのは作れないんですか。

佐藤 それは、私ちょっと存じません。私はバルブ、弁の設計の経験は全くございません。

菅 ああそうですか。TMIの場合ですね、これは、最初は、弁の開閉を中央制御室に表示する、そういう方法はとられていなかったですね。

佐藤 はい、とられてなかったようでございます。

菅 そうですね。だから、元々は、この弁は、そういうものを検知するような装置を備えてない弁だったんですね。

佐藤 少なくとも、制御室に表示はしてなかったです。

菅 例えば、伊方の場合について、これは中央制御室に弁の開閉が直接検知されるよう、そういう仕組みになってるかどうか、あなたご存じですか。

佐藤 私、伊方の制御室直接まだ見ておりません。

菅 だから、現在までに確認されたところで。

佐藤 そうなっているというふうに伺いました。

菅 聞いてる。

佐藤 はい。

菅 最初からそうなってるんですか。

佐藤 そうだと思います。途中からしたというような御説明ではございません。

菅 現在ではそうなっていると、最初からそうなってるという説明だったんですか。知らない。

佐藤 ……特別に、途中からといったよう

なことでは、御説明ではございませんでした。それで、実は、今御質問がございまして、なるほどと思ったんですが、私は最初からついていたというふうにそのときは理解いたしました。

菅 あのー、TMIの場合、何か理由があって、最初なかったものを途中でつけたと、こういうふうに聞いてるんですが、どういう理由かご存じですか。

佐藤 これは、事故の約一年前だったと思いますが、何か、電源のほうに異常がございまして、この加圧器逃し弁が開きっぱなしになると。これは我々の言葉で申しますと、固着ではないんですが、要するに、開きっぱなしになった状態に何分間なりまして、そのときに、事故の経過でも御説明いたしました、ドレンタンクのラブチュアディスクが破れるといったようなことがあったようでございました。その経験から、何か制御室に表示が必要だということになったんだということが、確かに、どの報告でしたかちょっと正確に記憶いたしませんが、何かの報告に書いてあったと思います。

菅 三次報告書にも出てるんじゃないですか。

佐藤 はい。

逃し弁の構造、検知法は基本設計の範囲外

菅 その逃し弁のそういう構造ですが、これは基本設計の範囲ではないんですか。

佐藤 構造でございますか。

菅 ええ。だから、その電磁先駆弁方式をとるとか、空気作動式をとるとか、中央制御室にどういう方法で検知されるようになって

いなきゃいけないとか、そういうことは安全審査で確認されるべき事項ですか。

佐藤 えー、まず、逃し弁を、どれだけの容量の逃し弁を何個設置するかということは、基本設計の中であろうかと思います。少なくとも、現在はそれは見ております。ただ、その弁の具体的な構造、そこまでは現在見ておりません。

菅 ああそうですか。そうすると、電磁先駆弁方式とるか、空気作動式とるか、それは安全審査の段階ではわからないわけですな。

佐藤 それは、もちろん、聞くことはできますけど。

菅 だから、そこまで正式には確認しないわけでしょう。

佐藤 はい、正式には、少なくとも、例えば、おっしゃるような文書に残るような形では確認してないと思います。

菅 文書に残らない形では確認しておるんですか。

佐藤 確認と申しますか、どういう弁ですかと聞くことはございますけれども。

菅 聞かないこともありますな。

佐藤 はい。

菅 それで、その検知の方法だけど、直接、弁の動きを検知する方式になっておるのか、電流が流れただけで検知することになってるのか、そういうことも、別に、安全審査では確認されないわけですか。

佐藤 えー、特に、その一つ一つをとらえて、例えば、この加圧器逃し弁といったようなものをとらえて、一つ一つは確認しておりません。

菅 そうすると、TMIの場合は、例えば検知方法、直接ですよ、直接というか、つま

り、電流が流れたら開になるとか、止またら閉になるとか、そういう検知方法は最初はなかったわけですね。

佐藤 はい。

菅 そういうものを必ずつけなさいとか、あるいはつけなくてもいいですとか、そういうことについては特に審査はされないわけですね。

佐藤 これは、一般的な要求といたしまして、さまざまな異常時でございますとか、あるいはその機器の状態等、正しい情報が運転員のところに集められるようにすると。そういう、何といいますか、これは方針でございますが、それは確認いたしますけれども、個々の機器その他について、どういう種類の計器をどこに配置するというところまでは見ておりません。

菅 加圧器逃し弁の場合の開閉状態を検知する方法ですが、TMIの場合、直接検知する方法は最初なかったわけですけれども、なくても、何らかほかのデータを見ることによって、開固着してるとか、していないとか、そういう判断は、一応はできるわけですな。

佐藤 はい、これはできます。

菅 そうすると、それ以上に、直接検知するような方法をとるかどうか、とる必要があるかどうか、これは安全審査の段階ではない、後続の段階にゆだねられておると、こういうことです。

佐藤 はい、そうでございます。つまり、

菅 どうなんですか、ただ、今から、TMIの事故が起こったりしたあとから振り返って見て、そういう検知方式、検知の装置、そういうものを取りつけるということは、これは、安全上非常に重要な事柄だということが

明らかになったんじゃないですか。

佐藤 いえ、それはまあ、どういう検出機器が、一番、運転員にとって理解しやすいものであるかということになれば、それは、例えば、弁が開いてるか閉まってるかという情報であれば、その弁の位置というのが一番わかりやすい情報であると。しかしながら、例えば、TMIにございましたように、弁がわずかながら漏っているといった場合には、位置の検出器では必ずしもわからない。で、例えばTMIの、したがってその……

菅 漏ってるということは、弁が少しは開いてるということだから、わかるんじゃないですか。

佐藤 それは、まあ、そうでございますけど、非常にわずかすいてるという場合には、無理でございます。こういう弁というのは、オン・オフ型という弁でございまして、閉まってるか開いてるかというだけで、途中の位置がない弁でございますから、少々の漏れですと、その位置で検出するというのは、非常にむずかしい。その場合には、例えば、出口配管の温度でございますとか、あるいは、TMIの場合でございますと、ドレンタンクの温度、圧力、等々とか、そういうことから、それが最も運転員にとって有効な情報になるわけでございます。

菅 もちろん、そういうことが重要だということはわかるんですが、それに加えて、その弁の位置を検知する方法ですね、これもやっぱり重要な事項ではないかというふうに思っていますが、例えばあなたが、安全上重要な事項であるかどうかについて、アメリカでも見直しが、各項目ごとに行われていると、日本でもいろいろ検討しておるというふうにお

っしゃいましたからね、そういう、例えば見出しの中に、そういう弁の構造であるとか、あるいは弁の位置の検知方法であるとか、そういうものが入ってるんではないかと思うんですかね。

佐藤 特に具体的に、その加圧器逃し弁の位置ということではございません。これは、例えば52項目の提言等にも、弁類の信頼性といったようなことに、文章はちょっと覚えておりませんが、触れている部分もござります。ただ、要は、運転員にどういう情報をどういう形で与えておくのが一番、何と申しますか、有効であるかという見地から……

菅 一般論的な見地から。

佐藤 はい。今我々はものを見ておりますけれども。

菅 そうすると、加圧器逃し弁のそういう構造について、これが、どうなんですか、将来は安全審査でもう少し詳しく確認されるべき事項になるのか、ならないのか。

佐藤 構造等でござりますか。

菅 はい。それはわからん。

佐藤 それはちょっとわかりません。

(休憩後午后再開) (次号に続く)

(1頁から続く) 今回から、国側のエース、川勝代理人(検事)が初登場。そのためか、裁判長の国寄りの訴訟指揮が、いつも以上に目立つ。原告住民側が川勝氏を、「あんた」と呼んだのは失礼としなめたり、「国側の釈明は自分にはよく分る。原告らも「ジュリスト」の関連記事を読めばいい」と、とんだハッスルぶり。いつも張り切る国側福富代理人も、川勝氏に任せて無言のまま。

原告住民側は、42項目に及ぶ「釈明事項」を記載した準備書面を陳述。国側の引きのば